

1. 令和5年第3回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和5年6月21日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第60号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第61号 郡上市税条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第62号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第63号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程7 議案第67号 財産の取得及び処分について（家畜保護施設ほか2施設）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 日置 敏 明 副 市 長 青 木 修

教 育 長	熊 田 一 泰	市 長 公 室 長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市 長 公 室 付 部 長	三 輪 幸 司
健 康 福 祉 部 長	田 口 昌 彦	農 林 水 産 部 長	田 代 吉 広
商 工 観 光 部 長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小 酒 井 章 義
環 境 水 道 部 長	猪 俣 浩 巳	郡 上 偕 楽 園 長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡 上 市 民 病 院 事 務 課 長	藤 田 重 信
国 保 白 鳥 病 院 事 務 局 長	蓑 島 康 史	代 表 監 査 委 員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	齋 藤 貴 代	議 会 事 務 局	松 山 由 佳
議 会 事 務 局		議 会 総 務 課 長	
議 会 総 務 課	三 島 栄 志		
係 長			

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、12番 森喜人議員、14番 兼山悌孝議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 森 藤 文 男 議員

○議長（田代はつ江） それでは、7番 森藤文男議員の質問を許可いたします。

7番 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） おはようございます。7番、森藤です。

今日は夏至ということでもあります。夏至に至るということで一番お昼が長いということでもあります。また、「日長きこと至る」という意味もあるようです。

いよいよ一般質問も最終日となりました。先陣を切りまして、通告に従い一般質問をさせていただきます。

大項目としては2点ございます。

1点目は、部活動の地域移行について、2点目が、前回の6月議会でも、3月議会ですね。3月議会でも少し触れさせていただきましたが、森林経営管理制度とそれに関わる環境問題についてということでよろしくをお願いいたします。

最初に部活動の地域移行についてということではありますが、この質問に至る経緯、背景を探ってみようと思って、いろいろと、今、人口減少、えらい少子化ということが盛んに叫ばれております。実際にどういう状況なのか、この郡上市はということではいろいろ調べています。

先日の新聞、厚生労働省が 2022 年、令和 4 年の人口動態統計を発表されました。女性が生涯に産む子どもの推定人数、合計特殊出生率が 1.26 ということであつたそうです。前年が 1.30 ということで、またかなり減少したということです。2005 年と同じく過去最低ということでもあります。

ちなみに岐阜県は 1.36 ということでもあります。この我が郡上市は令和 2 年の発表ということになります。郡上市の場合は 1.63 ということでもあります。これを詳細に郡上市の人口で見ますと、平成 16 年度には 376 人、これがずっと減り続けまして、平成 26 年には 300 人を切りまして、267 人。以下、272、281、263、253、213、そして、217。そして、令和 3 年、202 を切って 187 名、令和 4 年は 173 名であります。

こういったことを市民の方に具体的に数字を示すことで本当に人口減少といったものを周知してもらおう。まずは知ることが非常に大事だと思います。

これをさらに地域別、令和 3 年と令和 4 年だけを比較してみますと、八幡が 53 人から 49 人、大和地域は 40 人から 30 人、白鳥は少し増えているのです。61 人から 70 人、高鷲が 14 人から 11 人、美並が 12 人から 9 人です。明宝は令和 3 年が、お 1 人でした。令和 4 年が 1 人から 3 人です。和良の場合が今度は 6 人から 1 人ということでもあります。

平成 27 年、28 年に和良地域でお 2 人生まれた方が見えたときに、このときは新聞で少し話題になりましたが、令和 4 年には明宝地域でお 1 人、令和 4 年は和良でお 1 人というような郡上市では現状があるということをもまず知ることが必要ではないかと思えます。

そういった背景を鑑みて、私は市のスポーツ活動の現状に注目をさせていただきました。昨日も長岡議員が郡上市の学校規模の適正計画についての質問の中で、教育長のほうからも御答弁がありました。これだけ人口が少なくなっていくと本当にその学校の規模や適正とはどういうことであろうか、それに伴って統合していくということで、理由は、1 学級 20 人から 30 人。1 学級だけではなくて複数の学級があるといいのではないかと。3 点目には複式学級の解消ということが、この大和地域には非常に該当するということで統合が進められているという状況です。

こういった少子化に伴う市の少年スポーツ活動の現状を種目別に把握して、どのような分析をされているのか。

これは恐らく皆様もこういった背景である程度想定はされると思いますが、これは地域によっては競技や種目によってスポーツ活動の存続そのものが難しくなり、廃部や休部を余儀なくされるケースが非常に増えているという現状だと把握しております。意中のスポーツが存在しないためにやりたいスポーツができない、好きな競技を続けられないということで選択肢が非常に限定される

ことが懸念されます。

少年スポーツ活動の現状をどのように捉え分析しているのか、種目の推移など、そういったことも比較対象を示しながら御答弁を願いたいと思います。また、恐らく、課題はニーズの多様性や生徒数の減少、あとは教員数の減少や負担増などが考えられると思いますが、市としての見解をお伺いしますので、よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 森藤文男議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えをさせていただきます。

郡上市立の中学校8校の運動部活動につきましては、令和4年の現在で53部695人が活動しております。平日の部活動時間は約1時間で4月から翌年3月まで活動しております。教員が指導に当たっております。休日につきましては、地域クラブとして、令和4年度の中学生クラブが、一部、小学生合同のクラブ、吹奏楽を含むものでございますが、60団体が活動しており、教員を含む地域指導者が指導を行っております。また、大会等の引率につきましても、教員と地域指導者が引率に当たっております。

学校別の部活動の種目数につきましては、八幡、大和、白鳥中は10種目あり、比較的やりたい種目を選択できる状況でございます。しかし、生徒数の少ない学校では、3種目から6種目と選択肢が少なく、やりたい種目は限られております。また、少年スポーツクラブも同様な状況でございます。

令和4年度の中体連後では、3年生が抜けた後、郡上市女子ソフトボールや八幡女子バレーボール、白鳥卓球クラブなど、部員数が減少により廃部となっております。

白鳥中サッカークラブは、令和3年度まで30人ほど在籍しまして、紅白戦もできておりましたが、令和4年度後期からは7人で練習をしております。また、部活の入部につきましては、以前は、原則、部活等の全員加入制を採る学校が多かったですが、令和5年度からは全ての中学校で生徒の自主的な参加としております。

少子化に伴い、今後、各中学校単位では存続が厳しい種目が出てくると考えられます。特に団体競技の種目はその傾向が強いと考えられます。

少年スポーツ団体につきましても、平成24年度で133団体2,415人でありましたが、令和4年度では103団体1,673人と、10年間で30団体742人減少しております。毎年平均70人減少しておる状況でございます。

このような部員数が少なくなった部活、クラブは合併をして練習や試合などを行っております。

軟式野球では、高鷲中、白鳥中、大和中が合同で、同様に、八幡中、八幡西中、明宝中、郡南中も合同で練習し、練習試合や大会に出場しております。また、サッカーも白鳥中と大和中が合併し

て試合に出場しております。

中体連出場資格が令和5年度から緩和され、クラブチームでの参加ができることになったことにより、軟式野球では、高鷲・白鳥・大和中はBC郡上として地域クラブ登録をし、地域クラブチームとして中体連へ参加することとしました。

このほか、バスケットボールやバドミントン、陸上などが新たなクラブを立ち上げています。秋からは、八幡中・八幡西中・明宝中・郡南中の軟式野球の合同チームが地域クラブに移行し、八幡中・白鳥中・郡南中の男子バレーボールチームが合同部活動から地域クラブに移行する予定でございます。

したがって、市では、学校部活動の地域クラブの移行に向けての取組として、平日は小中合同での練習、休日は市内チームの合同練習や合同試合を行えるような組織、仕組みをつくっていくことが必要だと考えております。

こうした市の現状と課題、対応策について、現在、中学校校長会や少年スポーツ団体の指導者、代表者などと協議を行っております。また、中学校の入学式などで、保護者の皆さんにも郡上市の現状を周知し、課題を共通理解できるよう努めておりますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。現状と課題について少し触れていただきました。

やはり、郡上市のスポーツ活動、これは文化的な吹奏楽等も併せてだと思いますが、非常に、今、危機的な状況ではないかということと思います。

冒頭、私が申し上げましたように、郡上市の人口が非常に減っているということでもあります。今の中学1年生、2年生、3年生の頃の人数と昨年生まれたお子さんの数を比べるとほぼ半分に近い。当然、今、教育次長が言われたように、団体協議の存続というのが非常に危ばれるということであると思います。野球にしても、郡上市には小学校が20、中学校は8校ありますが、小学校の野球チームは今4チームだけです。中学校は、今、教育次長が言われましたように、北部と南部というふうなくくりになっていると思いますが、2チームだけというふうな、そういった状況であります。

さあ、こういった課題を背景に、どういった今後の取組をしていくのかということについてお聞きしたいと思います。

2023年度、ちょうど今年度、公立の中学校の休日の部活動を地域団体や民間事業者に委ねる地域移行が段階的に始まりました。県の教育委員会は、移行後の受皿となる統合型地域スポーツクラブなどを目指す新たな地域クラブ活動の運営方法や活動時間、指導体制などについての指針を示されたということでもあります。また、各地の地域移行を後押しするための実証事業に取り組み、希望する市町村に対し、運営団体の整備や指導者の確保、土日などの練習参加費について、困窮世帯に

対する参加費の支援などを実験的に行い、効果や課題を検証する予定であるといった状況もあります。

平成 30 年 3 月のスポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」というのがありますが、この中で外部指導者の協力確保とか総合型スポーツクラブとの連携、複数校による合同部活動、シーズン制などによる複数種目の実施などの取組によって、子どもたちがよりよい環境で運動できる機会の確保・充実を掲げております。

市としては、この課題に対してどのような取組をされるのかお聞きしますので、よろしく願います。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えさせていただきます。

スポーツ庁と文化庁は、昨年 12 月に策定しました「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間で改革推進期間と位置づけ、公立中学校の休日の部活動を地域クラブへ移行する方針を示されました。

当初は改革移行期間と位置づけておりましたが、全国各地の実情を踏まえて、段階的に取り組み、可能な限り早期に実現を目指す改革推進期間と現在はされております。

地域移行が進められる背景としては、やはり児童生徒のニーズの多様化、少子化による生徒数減少による部活動メニューの減少、教員の減少等、勤務負担増などが要因とされております。

現在、郡上市の休日の部活動は平成 14 年頃から保護者が中心となって運営しております。地域クラブとして活動しております。当時は休日の活動が地域クラブ活動化したとはいえ、ほとんどの教員が指導者登録し、その多くは教員が主体となって進めてまいりました。

しかし、地域クラブ化が始まって 18 年が経過し、令和 3 年度にコーチ登録をした教員は中学校教員の約 20% であり、5 人のうち 1 人しかコーチ登録をしておらず、郡上市では休日の部活動の地域クラブ活動化が、県内はもとより全国的に見ても進んでいると言えるというふうに考えております。

しかし、練習試合や協会主催の公式戦は教員が引率したり、種目によっては教員が主体となって運営していたりする部活動もございます。休日の部活動が完全に地域クラブ活動化に移行しているとは言えない状況ではあります。

特に本市では少子化が急速に進み、学校単位での部活動はもちろん、合同部活動でもチーム編成ができなくなったり、危機的な状況であると議員御指摘のとおりでございますが、これは小学生の少年スポーツでも同様で、このままではスポーツや吹奏楽などを経験する子どもたちの割合はどんどん減少していくと考えております。

市としては、市内の少年スポーツ団体の統合を図ることで危機的状況を打開できると考えており

ます。現在の 103 団体から約 50 団体に減少させることを計画しております。それにより、1 団体の団員数と指導者数を確保し、活動を充実させることができると考えております。

活動内容については、平日は小中合同チームで活動することにより移動のロスをなくし、地域指導者も加わることで指導者不足を補い、小中一貫指導が行える利点があります。また、休日は市内チームの合同練習や合同試合を行い、競技力向上や指導者不足の解消、また、これまで大会等に参加できなかった生徒の大会参加が可能となると考えております。

こうした動きを進めていくために、郡上市地域クラブ活動拡大推進委員会を立ち上げました。先般、6月6日に第1回の会議を開催しました。委員には各種目から代表2名と中体連専門委員長を構成員としております。今後、意見を出し合いながら子どもたちが継続してスポーツ等のできる環境整備の実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、令和5年度から国の支援策として、運動部活動の地域移行等に向けた実証事業として、地域スポーツクラブ活動体制整備事業と、文化部活動の地域移行等に向けた実証事業として地域文化クラブ推進事業が打ち出されました。

今後、郡上市といたしましても、この事業を積極的に活用しながら、組織の確立や指導者の確保、それから受益者負担の軽減等につきまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。

この郡上市の危機的状況の中で、今、御答弁の中に、平日は小中合同チームで活動するという。これはちょうど縦の連携。2つ目に、休日は市内のチームの合同練習や合同試合を実施するというので、これが横の連携ということ。3点目ですけど、組織改革のための新たな仕組みをつくるということで、私は比較的この郡上市の取組というのは進んだというふうにして思っています。市の動きとかもいろいろと調べたりもしますが、郡上市は本当に先進的にやられているという印象を非常に受けますので、今後ともよろしくお願したいということと、そして、保護者の負担、財政的な負担というのは非常に大きいです。いろいろと保護者の方が言われますので、こういった保護者への財政支援の手立てというものも本当にその予算にできれば反映していただきたいというふうにして思います。

スポーツ活動ではないですが、吹奏楽の楽器というのは非常に高価なものであります。そういった楽器も機会があつてちょっと見ることもありましたが、なかなか、手入れはしっかりされているんですが、ぴかぴかというわけではないので、恐らく高価ですので更新がなかなかできない。維持管理も大変ですが、更新できないという状況ではあります、せつかく選択肢としてそういったク

ラブ、部活動を子どもたちが選択するのであるので、やはりその市としてはそういった環境はしっかりと整えていただきたい。できる限りのことをしていただきたいというようにして切に思いますのでこの点も十分に留意してください。よろしくお願いします。

それから、2つ目の質問に移らせていただきます。2つ目は、森林経営管理制度と環境の問題についてということです。

まず、森林経営管理制度での木材生産林の境界の明確化の推進についてということでお伺いしたいと思います。

「市は森林経営管理制度の全体計画の中で、環境保全林について優先順位づけをして全体計画を作成し、その中で山地災害防止を目的とした優先順位づけを行っております。1年目には意向調査、2年目には森林境界明確化、3年目に施業プランの作成、4年目以降に森林整備を実施する流れである」という答弁を3月の議会で頂きました。

環境保全林を対象とした森林整備は、山地災害防止の観点から市が主体となって、また、地域要望も含め災害に強い循環型の森林づくりを目指すことは非常に重要であると承知しておりますが、一方、木材生産林を対象とした森林整備も併せて整備する必要があると思います。

森林は適切な手入れが必要で、手入れが実施されないと森林の働きが損なわれます。国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの働きを発揮し、私たちは様々な恩恵を受けております。しかしながら、その適切な手入れ、間伐等が実施されないとその機能も失われてしまいます。

したがって、木材生産林が環境保全林化するのではないかと懸念もあると思います。高齢化が進む世代によっては、私有林、人工林の管理が行き届かず、境界の明確化が進んでいない状況も非常に大きな問題となっているようです。実際の面積と登記上がなかなか合わないという問題や弊害が出てきております。一長一短、いろいろとありますし、すぐ取りかかれるようなことではないとは存じておりますが、こういった市の木材生産林の境界の明確化を、できれば、なかなか厳しいと思いますが、その進捗状況や木材生産林の境界明確化の今後の見通しなどの計画についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

木材生産林でございますが、森林配置計画により道からの距離や斜面傾斜など、木材の伐採・搬出コストに影響する因子から、林業を行う上で条件の整った持続的な林業経営を行う森林の区分として設定をされているところです。

一方、昨年度に作成しました森林経営管理制度の全体計画では、木材生産で経済的生産の見込みがない森林、また、保安林等の保育、育成により保全すべき森林の環境保全林に区分され、山地災害防止を目的とした箇所では森林整備を進めることとしております。

郡上市森林整備計画における将来目標区分により区分分けした森林の未整備人工林面積でございますけれども、環境保全林の未整備人工林面積が1万2,209ヘクタールでございます。一方、木材生産林は未整備人工林面積が7,538ヘクタールということになっております。

この木材生産林の境界明確化の進捗状況は、平成22年から令和4年までに2,522ヘクタールを行っております。こうした実績から考えますと、年間約200ヘクタールの境界明確化が進むことが見込まれております。木材生産林では民間の林業事業者が林業経営を行うこととなりますが、補助事業を活用する場合、林業事業者が森林経営計画を作成し、その計画を市が認定を行い、間伐等の施業を実施するという流れになります。

森林経営計画を作成するには、事前準備として、今、議員さんもおっしゃったように、森林所有者との境界を明確にする必要があるということでございます。このため、林業事業者が実施する森林の境界明確化など、森林経営計画の作成の経費に対しては、国の森林整備地域活動支援交付金などによって支援を行っているという状況です。

市の方針としては、まずは環境保全林の未整備人工林1万2,200ヘクタールの整備に取り組み、木材生産林については直接的な林業経営の基盤として考えていることから、原則、民間の取組による森林整備を想定しております。

紹介しました各種支援事業を講じながら、林業、木材産業の成長化や森林所有者への利益還元を目指していくことが重要であると考えております。

ただ、木材生産林においても、今、議員がおっしゃったように、所有者が不明であるとか、境界の明確化が進まないなど、適切な森林施業ができず、災害のリスクが高い箇所においては森林経営管理制度の活用について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） ありがとうございます。

森林経営管理制度、平成31年4月から新たな制度がスタートしますというふうな資料もあります。

また、森林環境譲与税を使いまして森林経営管理制度をこれに予算をつけられて。当初の予算では1億5,000万円つけられていると思います。いろんな事業がありますので、手立てを考えていただいて、少しでも境界の明確化、これも人口減少と高齢化ということにちょうど背景がある中で、自分の山が、大体、おおよそは分かっているのですが、くいというのなかなか分からないような状況です。本当であれば、角にくい打ってあって、長い直線であれば直線の間一つくいを打って、そのくいに今はGPSのついたくいがあるらしいですね。そういうのを、本当に境界の明

確で、GPS 付きのくいを打てば非常に分かりやすい、自分の山が一体どこにあるんやろうということも代々残していけるのかなと思います。いろいろと森林簿なり林班ですかね、小林班とか、いろいろとそういった資料も見させていただくことはありますが、いろんなあらゆる手立てを考えながら。

本当に少しでも。水前寺清子さんに「365 歩のマーチ」という歌がありますが、3 歩進んで 2 歩下がっても 1 歩は確実に進んでいるということです。常に前進しているだけではなくて、時には下がることも必要なのかなと思いますが、含めて、意味が、私、これ非常に、365 歩のマーチの 3 歩進んで 2 歩下がるというのは、非常に私ながらに意味の深い言葉、歌詞でないかなと思いますので、今後とも本当にいろいろと森林経営のためによろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問になりますが、これは本当は、郡上市プラスチックごみゼロ宣言に伴うということで、今、農林水産部のほうに質問をさせていただいているので、農林水産に関わる環境対策ということで質問をさせていただきます。

本当は、これは別で、その郡上市プラスチックごみゼロ宣言だけでも一般質問のテーマとしてはよかったのではないかなと思いますが、農林水産に関わるということで質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

郡上市は、昨年、令和 4 年 12 月 23 日に郡上市プラスチックごみゼロ宣言をされました。河川から海洋へ流れ出し、マイクロプラスチックとなり、河川海洋の環境悪化やそこに住む生物の体内に取り込まれて、植物連鎖を通じて生態系に深刻なダメージを与えていることが、地球規模での問題になっているということでもあります。

郡上市プラスチックごみゼロ宣言というものも市民の方にも周知されているという状況ではあると思います。この農に関わることで、皆さん、本日のタブレットの方には写真をおつけしておりますが、農に関することでは、今、盛んに言われているのがコーティングの肥料であります。皆様のほうに資料が行っていると思いますが、3 枚あります。田んぼがあつて、少しこんな卵のようなものが。これは実際私は持ってきたんですが、これがコーティングの肥料であります。こういった、直径が 2 ミリから 4 ミリぐらいのコーティングをされているので、実際それがどうなるかという、これを採取してまいりましたので、これを田んぼへ行って。

これを見ると本当に。後ほどまた現物を見ていただければいいかなと思うんですが、まず、やはりこれが何かということを知らないと始まらないと思うんです。

だから現場に行って、これが何かということをしかりと知る。そこからやっぱり調べて、課題を見つけて、さあどういった取組をしたらいいかという、そういった流れ、手順はやはり考え方としては非常に大事なのかなと思います。

今年にまいても今年これになるわけではなくて、これって、来年、田かきをして、そうすると、

下からまだまだ分解されない肥料が出て、水を張るとそうするとへりにいっぱいいつとる。最初見るとこれは多分卵でないかというふうにして思われるかもしれませんが、これ、実はコーティングされた肥料。これはプラスチックなんです。こういったように、農に関することでは非常にこれが問題になって。

もう一つは林に関すること。ツリーシェルターというのがあります。本来の目的は、これは獣害の被害であります。芽を食ってしまうので、それを避けるためにツリーのシェルター、これも写真を添付しておりますので、山で見かけると非常にプラスチックの筒が至るところに物すごく無数に立っている感じがします。これはずっと近づいてみると、上から見た図が最後にあるんですが、下には、これは広葉樹ですけれども、やはりスギとかヒノキとか。この地域は梅とか、そういった広葉樹を植えているような状況でありました。こういったツリーシェルターの弊害、また、水産に関するということでは、郡上市の清流長良川等保全条例を設置しております。こういったことの中には、市民、事業者、行政が一体となりというふうなことで、その条例にもこれは第7章と20章で構成されておりますが、第5章の中で清流長良川等の保全のための制限等ということで、これは肥料等の適正使用、第16条にうたわれておるといふふうなことであります。

こういったことを郡上市が宣言をしておりますので、各事業者の方、市民の方と一体となってこういった対策を進めていかないといけないと思いますので、これはもしかしたら部署をまたぐかもしれませんので、見解、御答弁、対策等についてお伺いしますので、よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

市では、JAめぐみの、また、郡上農林事務所と協働いたしましてコーティング肥料のプラスチックからの圃場、田んぼからの流出を防止するために、浅水状態での代かきでありますとか、補修ネットの補修をするなどの対策を水稻栽培こよみでありますとか稲作シリーズなどに掲載して水稻農家に周知をしておりますほか、郡上ケーブルテレビにおいても、7月放送予定の稲作教室の中で同様の周知を行うこととしております。

また、現在は、脱プラスチック・減プラスチックに対応した肥料も販売されておりますので、それらの肥料が本市に適しているかどうか、また、そのほかの課題についても、現在、農協と郡上農林事務所と一緒に調査を行っておるところでございますので、今後、これらの肥料の活用も検討していくということで、今考えているところでございます。

それと、ツリーシェルターでございますけれども、平成29年から令和3年の5か年で30か所36ヘクタールの使用の実績がございます。苗木の成長がシェルターの取り外し時期に達していないことから、これまではシェルターの撤去の実績はございませんけれども、今後、適正に処理が行われるように、県事業者と連携して取り組んでまいります。

また、水産関係については、一つ御紹介させていただきますと、郡上漁協等と一緒に、また、市、県、建設協会などと、市内の河川清掃を行政、事業者と一体になって行うという取組も実施をしておるということでございますので、御紹介させていただきます。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） 環境水道部からは、関係団体と連携した取組について回答いたします。

郡上市プラスチックごみゼロ宣言の主な取組としての2つ目、不法投棄防止対策の実施の中で、市民及び釣り、ラフティング、バーベキューなどのレジャーを目的とした来訪者に対しても不法投棄を絶対しないよう啓発する取組を関係団体と連携して推進することとしております。

この件についての取組といたしましては、まず体制づくりといたしまして、郡上の美しい水と緑を守るための連携会議を6月1日に設置しました。

委員の構成としましては、自治会連合会、議会、漁業組合、商工会、観光連盟、森林組合、建設業協会、一般廃棄物処理業者、教育関係、警察、道路及び河川管理者、郡上市であり、オブザーバーとして岐阜県中濃県事務所環境課をお願いし、全19団体で構成しております。

設置の目的といたしましては、郡上市清流長良川等保全条例や郡上市プラスチックごみゼロ宣言の趣旨を踏まえ、持続可能な地域循環共生圏の創造に向けた取組を市内関係機関が連携して推進することにより、郡上市の美しい水と緑を次世代に継承していくこととしております。

当会議では、目的を達成するために、不法投棄に関する情報共有やマイクロプラスチック等に関する勉強会、各機関での取組などについて、協議、検討及び意見交換をすることとしております。

会議運営につきましては、代表者会議と実行会議で構成しております。

6月1日の設置会議では、関係機関の代表者にお集まりいただき、党会議の趣旨説明や不法投棄の現状を報告させていただき、活動宣言にも御賛同していただきました。次は、関係機関において主体的な取組を行う皆様にお集まりいただき、実行会議を開催していく計画です。

不法投棄については、これまでいろいろな対策を講じてきましたが、改善されず大変苦慮しております。美しい郡上市の環境を守るため、市内関係機関の皆様と連携し、活動を展開していくことで不法投棄を抑制していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（7番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） いろいろとありがとうございました。ツリーシェルターとかについても、これは岐阜県の森林研究所の職員の方のお話とか、地域森林管理支援センター、岐阜にあるんですが、そういったところでお話を聞く機会がありました。また、こういった「森林のたよ

り」というのが発行されておりますので、これはなかなか興味深く、おもしろい。知ることの大事、必要性を感じているところであります。

郡上市もプラスチックごみ宣言というのは本当に昨年したばかりであります。これからいろいろと肉づけをされて進まれると思います。総務常任委員会で地方創生ということもありまして、環境に配慮した地方創生といった取組で、京都府の亀岡市、これは内閣府がSDGsの未来都市に選定されとる本当に先進的な自治体に行っていましたので、またこういった取組も参考にしながら、郡上市も進められるといいというふうにして思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、私の質問を終わります。御答弁いただきましてありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、森藤文男議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定いたします。

(午前10時11分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時20分)

◇ 三 島 一 貴 議 員

○議長（田代はつ江） 6番 三島一貴議員の質問を許可いたします。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） おはようございます。6番、三島です。

議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。最終日となりました。最後、2人目ということで、一般質問をさせていただきます。

私からは、今回は郡上市中学校市内標準制服についてという質問を1点させていただきたいと思っております。

現在、市の教育委員会におかれまして、市内の中学校の制服を統一しようという検討を進められているとお聞きしました。今、市内の中学校を見ますと、学生服、男の子は学ラン、女の子はセーラー服の学校と、男の子が学ラン、女の子がブレザーの学校と、そして、男の子、女の子両方ともブレザーの学校があるということでお聞きしました。

今朝、一般質問を行うということで、朝、目が覚めまして練習をしております。この学生服の正式名称ってなんだろうと。僕は学ランって、子供の頃から学ラン、学ランと言っておって、学ランと言っていいのかな。さて、この学ランって何だろうと。知っている方もおると思いますが、目が覚めましてスマホで検索しました。

どうも調べますと、学生洋蘭服というらしいんですね。学蘭というらしいです。日本が鎖国時代、

唯一、西洋で交易をしていたのがオランダ。そのときに、日本では洋服のことを蘭服と呼んでいたそうです。そのオランダの蘭を取って蘭服。そのときに学生洋蘭服というふうに決めておって学蘭と言われたそうですね。男の子が使用するのは学蘭ということだったそうです。

さて、セーラー服って何だろう。一緒に調べたんです。セーラー、日本語で訳すと船乗りだそうです。水兵、海兵さんが着ている制服、いわゆる襟がでっかい四角いのがついた結んだやつですね。当時、あの制服かわいいなということで女の子たちに着させようということでセーラー服になったそうです。

すみません。ちょっと豆知識を得たのでここで紹介させていただきました。ですので、学ランという言葉を使わせてもらいましたが、そんなことで、また質問に戻ります。

そういった制服が混ざっている中で、現在、いろんな考え方がある世の中になりまして、制服を統一しようという動きも全国的にあるということは聞いております。単刀直入に聞きます。本市において、なぜこの標準制服について検討することになったのかの理由を教えてください。

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えをさせていただきます。

郡上市内中学校標準制服を検討することになった理由につきましては、誰もが自分の気持ちに合った制服を選択できる環境を整える必要があるという意見が校長会や市内の先生で組織します生徒指導部会、養護教諭部会など、様々な会議の中から聞かれるようになってきたからでございます。

近年、性的指向や性自認、性表現など、多様な性の在り方が認められる社会になってきましたが、郡上市内においてもLGBTQなどの性的指向や性自認について悩む子どもたちが存在いたします。そのため、性表現の一つである制服の着用において、どのような性自認をしている生徒であっても、それを気にすることなく、自分の気持ちに合った制服を選択できるという環境を整えることが、現在、将来にわたって多様な性で悩む生徒の一助となります。

また、自分の足を見せたくない、体が冷えるからなど、身体的な理由でスカートよりもズボンやスラックスをはきたいという生徒もいます。このような生徒たちにとっても身体的な理由を気にすることなく、自分の気持ちに合った制服を選択できる環境を整えることが安心して学校生活を送る一助となります。

このように、性的・身体的理由を気にすることなく、誰もが自分の気持ちに合った制服を選択できる環境を整えることから、郡上市内中学校標準制服を検討することになりましたので、よろしく願いいたします。

（6番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 私は白鳥に住んでおりまして、私が住んでいる家の前は、郡上北高生が通学で通っていきます。本当にこの数年を見ておりますと、女の子でもズボンをはいている子たちが目立つようになりました。本当に、今、いろんな考え方がある中、こういったことで、教育委員会で進められていることは賛成でもありますし、また、保護者のほうにいろんな情報が発信されております。

これは検討委員会から発されたもので、令和4年度の弁論大会で発表された白鳥中学校の生徒の主張文が今日ここにあります。僕もこれを読ませていただきましたけど、本当にこれを読んだときに感銘したというか、やはりこういったことは大事なんだなということを感じました。

このことも、こういった議会にも提出していただいて皆さんに読んでいただけるといいものだと思いますので、また、その辺はぜひお願いをしたいと思います。

しかしながら、こういった大きな変革をしようとするすると全員が同じ方向を向いて進むわけではありません。やはりいろんな御意見があって、みんなが賛成ではなくて、否定的な意見をされる方ももちろんみえるのが通常でもあります。

令和4年度にこの制服の検討委員会を立ち上げられたということは聞きました。いろんな会議で様々な人の意見を聞いたり、また先ほどの保護者の方にアンケートを取ったりということをしていてということをお聞きしました。

本当にこの意見というのは、前向きな意見から否定的な意見、様々あると思いますが、どのような意見が出ておるのか教えていただきたいと思います。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、答えさせていただきます。

郡上市中学生標準制服に関わって、これまでに教育委員会の定例会や総合教育会議において説明をさせていただき、御意見も頂きました。また、令和4年度に、小学4年生から6年生、中学1年生から3年生、郡上市内の小中学校に子どもが在籍する全保護者を対象に郡上市標準制服の導入について賛成か反対か、その理由についてアンケート調査を実施しました。

その結果につきましては、本日、議長さんの許可を頂き、皆様方のタブレットにも掲載させていただいておりますので御覧ください。1ページから3ページにわたる資料でございます。

児童生徒対象のアンケートの結果につきましては、賛成が約85%、反対が約15%、保護者対象のアンケート結果は、賛成が約80%、反対が約20%でございました。賛成の立場の意見としては、次のような意見がございました。

「ジェンダーを考えた平等な制服で良い」「自分の好みでスカートかズボンを選べるのがうれしい」「ジェンダーレスや防犯について対応でき、制服を選択できるところがいい」「安価で家庭で洗濯できるものであればうれしい」「郡上市の統一感があって良い」などの御意見を頂いております。

す。

反対の立場の意見としては、次のような意見がございました。

「ネクタイが結べないのでネクタイはない方がよいです」「学生服やセーラー服のほうが中学生という感じがする」「学校ごとの違いがあったほうがよい」「今の制服が好きだから変えたくない」「既に制服を譲り受けている」「既にブレザーである」「新しい制服の場合、家庭の負担が増加するため反対である」などの意見を頂いております。

校長会や検討委員会では反対の 20%の御意見を重く受け止めまして、丁寧な説明が必要であると考え、アンケート結果が出たことで市内標準制服制定の決定とはせず、保護者から出された質問に対して答えるお便りを発行したり、入学説明会やPTA総会など、各種会議の場で周知を図ってまいりました。

反対の意見の多くが現在の制服への愛着であるとか、制服の価格、譲り受けた制服があるという課題であったため、これらの課題を解消するよう検討を重ねてまいりましたので、よろしく願います。

(6番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 本当に今聞きますとしっかり対応されているのでうれしいなと思いました。本当にそういった否定的な意見が、やはりしっかりと対応していただくことが大事なのかなと思っておりますので、これからも進めていただきたいと思います。次の質問に入りますけれども、どのようなスケジュールで進んでいくのかということをお願いします。大体を調べましたら、今、言われたように令和5年度の4月、5月、先月までに総会等を通じていろいろな話をされた。そして、この令和5年度、6年度でいろんなことを進められて、令和7年の4月からこの制服を導入というようなスケジュールで進んでおるみたいですが、その辺りを細かく教えていただければと思います。

○議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

○教育次長(長尾 実) それでは、お答えをさせていただきます。

今後のスケジュールは、コンペティション、略しまして「コンペ」と表現させていただきますが、その実施、委託業者の決定、標準制服のデザインの提案、デザイン決定のための児童生徒と保護者による投票、標準制服のデザイン決定、中学校ごとにブレザーのエンブレムやネクタイ、リボンのオリジナルデザインの募集決定を経て、令和7年4月の導入を目指しております。

具体的な時期につきましては、コンペの実施を令和5年8月上旬を予定しております。コンペの結果による委託業者の決定を令和5年9月上旬を予定しております。委託業者からのスラックスとスカートの組合せ等の3案の提示による児童生徒と保護者の投票を令和5年12月初旬から令和6

年1月末を予定しております。ブレザーのエンブレムやネクタイ、リボンのオリジナルデザインの募集決定を令和6年7月中を予定しております。そして、令和7年4月から標準制服の導入等を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) スケジュールについてはよく分かりました。制服のことについて、保護者の方といろいろな話をしておりますと、大体、今まで制服というのは兄弟、姉妹のお下がりを得て使ったりとか、親戚や友人やからも中学校卒業したから使用しなくなったからといって譲ってもらってそれを使ったり、そういったことが多いということを聞いておりました。

過去に、たしか、決算認定特別委員会だと思うんですけど、僕も質問させてもらいまして、「新年度、新品で制服を購入する生徒というのはどれくらいみえるんですか」と聞いた覚えがあります。ちょっと正確な数字は覚えていなかったのですが、ここでまた質問させていただくんですけど、かなり少なかった人数だということを記憶しておるものですから、一度、今、言った新品で新年度制服を購入する生徒が今どれくらいみえるのかということを教えてください。

○議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

○教育次長(長尾 実) それでは、答えさせていただきます。

本年度の中学校新入生の中で新品の制服を購入した生徒の割合について調べさせていただきました。令和5年度の新入生の約35%が新品の制服の購入をしておったようでございます。

ただ、学校によってやはりばらつきがあります。あくまでも平均すると35%ということでございます。ある制服のメーカーの話によりますと、都市部では80%から90%の新入生が新品の制服を購入するそうですが、やはり、郡上市の新品の制服の購入割合が少ないのは、やはり御指摘のとおり、兄弟姉妹や知り合いから制服を譲ってもらうことが多くあって、言い換えてみれば、やはり、郡上は人と人とのつながりが強いためということを考えております。

以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 様々な質問をさせていただいて、いろいろと答弁いただきましたので、この辺のことは続けていきたいと思うんですけども。

また質問しますが、先ほど言ったように、スケジュールでいくと、令和7年度の4月から新しい制服になるということです。

まず1点目聞きますが、この令和7年4月に入学する人は必ずこの新しい制服を買わなければならないのかを教えてください。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 新入生が必ず新しい標準服を購入しなければならないということはありません。郡上市の中学校における今後の制服の着用の考え方といたしまして、現在、着用されている制服、現行の制服でございますが、それと市内中学校標準制服のどちらを着用してもよいものとして移行期限を設けません。よって、誰もが今の制服と市内中学校標準制服のどちらでも自分の気持ちに合った制服を選択できる環境を整えてまいりたいと考えております。

選択できる環境を早急に整えることが生徒が安心して生活できることにつながると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（6番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 続けて質問します。

今からコンペとするのであまりはっきり言えないかもしれませんが、新しい制服はどれぐらいのもの、金額的ですね。保護者が購入しようと思うとどれぐらいものになるのか予定を教えてくださいなればと思います。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 今ほどコンペの話もお話ししていただきましたが、市内標準制服の価格については、8月に行われますコンペを通して決定させていただくものですので、ここで設定価格を公表するということは控えさせていただきたいということで御理解を頂きたいのですが、ただし、制服制定の審査基準を既存の制服の販売価格と同程度以下という形で、安価であることとして規定させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（6番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） こういった今日質問をしていることですが、保護者のほうにアンケートを取ったり、様々な連絡が行っているものですから、やはりいろんな保護者から意見を聞きます。その中で、やはり、子どものためを思えばやっぱりこういった統一することは賛成だとさっき言ったアンケートの結果どおりだと思っておりますが、やはり保護者が一番ネックなのは、買わなければならない。今までお下がりでもらっていて、普通であれば制服代がかからなかったんですけど、変わることによって買わなければならない。その負担があるのではないかとというのが心配だということで聞いております。

また、アンケートを取る時期も、ちょうどコロナ禍において皆さんが生活に不安な時期にアンケートがぼんと出たものですから、この先、コロナで大変仕事もないし、給料もどうなるのかが心

配、不安の中で、制服変えますけどどう思いますか、なんてアンケートが飛んできたときに、そんな、今、こんなところと。今は考えているときではないだろうということも聞いておりますが、やはり価格のことが一番の問題だと思います。まだ令和7年4月ということで時間があるようでないかもしれませんが、いろいろと検討していただいて、また、コンペで金額も決めていただくような形だと思いますけれども。

逆に言うと、市内を統一することによって大量生産ができることによって安価にできるのではないかと思いますので、そういったことも含めて。

もう一つあるのは、やはりこの後、新しい制服を着ること、通常の制服でいいということの話はさせてもらいますけれども、でも、基本、購入することが基本になるのではないかと思います、購入に当たってのいわゆる補助も市としても検討することは必要ではないのかなと思います。保護者からの出た意見で、こういった制服を変えようというふうに進んではおりますけれども、市が進めておる事業でもあります。そういったところで、親としてみれば今までの制服でもいいよということもあるという話でもありますけれども、せっかくなら新しい制服を着させたいのも親でもありますし、そういったことで教育委員会のほうから購入補助のような形でそういうことも検討していただくように。時間がありますので、ぜひ考えていただきたいなということをここでお願いさせていただきます。

続きまして、次の質問に入ります。

大体、今の制服についてのことはこのようなことだと思ってるんなことを質問させていただきました。もちろん、まだ保護者の中では詳しく知らないこともあると思います。アンケートを取って、ちょっと話が来たただけけど詳しいことは分からんでということで、こういった僕の一般質問を通じて少しでも分かっていたいただければと思って、今日はあえて細かく分かりやすく質問をさせていただきました。

この6番の質問で制服の利用頻度ということをお聞きしたいと思いますけれども、これも保護者の方から言われるんですけれども、それは制服を新しくしてもらうこともいいですけど、今、そんなに制服って着ていないじゃないかと。それは今コロナ禍において、登下校はジャージでいいよということで制服は利用していませんでしたが、コロナ前でも登下校には制服で行っておって、子どもたちを見ているとすぐ学校に着くとジャージに着替えて、本当に制服を着ている期間が少ないということと言われるんです。そんなのにまた新しい制服を買ってどうなんよということも言われますので、ここで質問したいと思いますけれども、本当にまずはコロナ禍において利用頻度が少なくなったこの制服は、これからまずどういったことに戻すのか、制服の利用の仕方、または登下校での服装の決まりとか、その辺りのことを教えていただきたいと思います。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それではお答えさせていただきます。

コロナ禍以前、登下校のときでありますとか、修学旅行などの研修時、卒業式でありますとか入学式などの儀式的行事でありますとか、生徒集会などのとき、定期テストのときなどに制服を着用してまいりました。

登下校のときにも制服を着用してきましたが、制服の選択や手入れには手間がかかるため、季節や天候に合わせてジャージ登校を認めるなど、柔軟に対応をしてまいりました。

しかし、コロナ禍において密を避けるために着替える機会を減らしたことや、大人数で集まる集会の機会が減ったことにより、制服を着用する場面が大きく減りました。

現在につきましては、新型コロナウイルスが5類相当になり、感染防止や感染防止対策は引き続き行っているものの、通常には密を避けるという制限はなくなっていまいりましたので、そのため、郡上市内の中学校においては、コロナ禍以前のように登下校のときや儀式的行事や集会のとき、定期テストのときなどに制服を着用するように戻すようにしております。

登下校のときの着用につきましては、コロナ禍以前のように季節や天候状況に合わせて柔軟な対応を取っていきたいとは考えております。

以上でございますので、よろしく申し上げます。すみません。

（6番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 本当に制服の在り方をしっかり定められておかないと、先ほど言ったように保護者から、いくら新しい制服にしたって着る機会もないし、家に飾ってあるだけで何やったんやということになり得ることだと思っんです。やはり、規律を守るところは守るところで、しっかりと、子どもたちにもそれは大事なことでありますので、例えば、登下校か、もしくはもう本当に。あれは高校になるとたしか制服でずっと生活なんですよ。体育があるときだけジャージになって、体育が終わるとたしか着替えたような覚えがあります。僕もずっと自分の記憶を戻したけど、ちょっと思い出せずに、中学校のときってどうやったんやろうなと思うとはっきり覚えておらんのですけど、本当にジャージでずっと過ごしたようなイメージもあるのかなんていうのは思いますけど。

せっかくこうやって市内を統一して制服を新しくするなら、制服の基準をしっかりと決められて、やはりいわゆるルールというんですか、そういうものを作って、子どもたちにもそういったことを学ばせることも大事なんではないのかなと思いますので、このことも引き続き検討していただきたいと思います。

先ほどの質問の答えの中に、新しい制服を着る子もおれば、現状の制服を着る子もいると。移行期間も設けないということではあるということでしたが、そうすると、令和7年4月に始まって、

学校ではせっかく統一した制服を考えても、ばらばらな状態になるのではないのかなと思います。子どもたちのジェンダーレスのことを考えれば、もちろんブレザーにしてあげて、ブレザーの子はスカートズボンに変えるとかということも大事でありますし、今度、先ほどの購入のことを考えると今までの制服を着たほうがいいと。

だから、いろんな意見をトータルでまとめるとそういったことになると思うんですけど、その辺りの教育委員会の考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） お答えさせていただきます。

制服の着用でありますとか市内標準服の制定を通じまして、御指摘のとおり、時と場と状況に応じた服装の整え方を学んだり、身体的性でありますとか、性自認、性的指向、性表現など、人の性の在り方を学んだり、現行の制服と新しい標準制服を着る生徒が混在するために、制服の着用の仕方や見た目の違いによっていじめや差別が起きないように、お互いの違いを認め合い、誰もが安心して生活できる学校について考え合ったり、多くのことを学び合い考え合うことができるように、教育活動を仕組んでまいりたいと考えております。

そして、お互いの違いを認め合って、誰もが安心して生活できる学校づくりを最終的には目指してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（6番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 今、答弁にあったとおりでと思います。本当に制服が統一されていなくて、差別やいじめ、または心へのダメージを得て、こんなだったら学校に行きたくないなと思われることが一番心配だと思うんです。そんなことは必ずないように、それは一番の理想は4月から新しい制服、全員が制服で行けることが一番だと思いますけど、やはりいろんなことを考えますとそれも難しいところもあると思います。だから、どれが一番いい方法なのかというのは結論はありませんけど、でも、やはり最終的には子どもたちがどう学校へ気持ちよく行けるのか、また、その学校の制服のデザイン一つもそうですよね。そういったことも含めて、子どもが新しい制服を着て、子どもにとっては別に新しい、ジェンダーレスのことはまたあれですけども、そんなにそこまでは深くはないと思うんです。新しいのでも古いのでも。

ただ、やはり、そういった大人の都合というか、都合で変えられるということであって、であつたら、子どもが本当に楽しく学校へ通える環境をつくらなければならないというふうに思います。ですので、本当にそのデザイン、これから進めるということもありますし、保護者からもいろんな意見もしっかりと聞いていただいて、まだ時間があるところでもあります。今は計画でありますので、またいろんなことも変更しつつ、いいものにしていただけるようお願いをさせていただきたいと

思います。

時間は余しましたが、今日聞きたいことは全てお聞きしましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、三島一貴議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時を予定しております。

（午前10時48分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

◇ 清水敏夫 議員

○議長（田代はつ江） 17番 清水敏夫議員の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） お待たせいたしました。ということではございませんけれども、今回の一般質問のどんじりになりました。17番 清水でございます。

今朝ほどから市長さんの御機嫌を伺いながら見ておりましたら、今日は御機嫌よさそうなのでいい回答を頂けるかなと思って期待をしておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

どうする日置市長と。これはまたかと思われるかもしれませんが、これは特に他意はございませんので、ここで通告しました以外のことは多分申し上げないという決意をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

どうする日置市長Ⅱでございますが、実は3月の一般質問の定例会の折に、質問させていただいた折に、いろんな、この令和5年度予算編成に当たりまして、令和2年、3年、4年と新型コロナウイルスの影響下もあって、郡上市も観光立市を旗揚げをしていただいた日置市長としては今後のことについてのいろいろな葛藤もあったかと思いますが、でも、その中でちょっと心が救われましたのは、再び、観光立市をという文句でございます。これはやっぱり、どんなことがあってもこれを成し遂げていきたいという市長の思いから再び観光立市郡上を追求していこうと。さらにさらに進めていこうという思いであったのではないかなということを思いまして。

そのときも若干お聞きしましたけれども、例えば、これは話はちょっと飛びますけど、「ジチタイワークス」という雑誌があるんですけど、これは時々頂けるんですけど、この中に、今度、視察に行きます下川町の事例がSDGsを使った事例が載っております、その中の村づくりの一つのテーマといいますか、課題として、バックキャスティング思考というものを取り入れていると、ここは基本的には。ということは、釈迦に説法になりますけれども、要するに過去の実績とか現状

や課題から未来を考える、構築するのではなく、こんな姿にしたい、こういう姿に持っていきたいということをもとに頭に描いてから、では、何をすべきかということから入って、こういう考え方があるそうなんですけれども、そういう意味で言いますと、日置市長さんが考えられる、観光立市郡上の青写真が多分そのときにあったと思いますので、それは具体的に言えば、郡上市の観光客をこなだけにするんだとかこんな施設をつくりたいとかということがあって、やっぱり全体の観光行政ばかりではなく、教育産業、福祉を含めた中で郡上市の観光立市を構築しているイメージだと思いますけれども、観光立市郡上を掲げる以上は、では、どんなことで郡上市を売っていくのかということがまず基本にあると思いますので、もしそういった意味で再び観光立市郡上を構築される思いの中で、市長がこんなことを目指したいというものをさらにもう一度聞きたいという思いでございますので、まずは日置市長にそのことをお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） 「どうする」シリーズ第2弾ということでもありますけれども、御質問ありがとうございます。

私、令和5年度の当初予算の際に申し上げる施政方針といいますが、そういうものの中で観光立市をやはり特別の柱として出させていただいております。そのとき、「再び」と言ったか、気持ちとしては、引き続き、これまでも進めてきたものを相変わらずとにかく続けていこうというつもりで申し上げたかと思っております。

私、やはりこの観光立市ということをお願いしたのは平成29年度ぐらいだったと思っておりますが、そのときもやはり、郡上が人口減少とかいろいろ高齢化とかいろんな課題も抱えておりますけれども、郡上が持っている自然や歴史、文化、そういうものを生かして、そして、本当にそのときも掲げた理念は、郡上市民が説き、そして、そうしたいい郡上をぜひやはり見てみたい、行ってみたいという形で、市の外からもいろんな方が訪れていただくと。

いつも口癖のように申し上げておりますが、「近き者説き 遠き者来る」と。こういう地域社会を将来的にもつくっていききたいと。こういう思いで観光立市という旗印を掲げたところでございます。

そして、この観光立市はいつもこれも申し上げておりますが、単に非常に狭い分野だけのものではなく、いろいろな関係をする、裾野の広い政策であるというふうに考えているところでございます。

今回、そういうことで、当初の施政方針にも盛り込んでおりますけれども、やはり引き続きコロナの環境が変わってまいりました。好転もしてきているように思います。決して油断はできないんですけれども、そういうことですので、当初の施政方針の中でも4つほどのことを申し上げました。

まず1つは、デジタルマーケティング構築事業ということで、観光連盟と連携して、そうしたいわゆるデジタルの手法を使ったマーケティング活動ということをしっかり打ち立てていきたいというのが第1の柱であります。

それから、2つ目の柱は、郡上市の非常に特色として今後も売り出せるものとしては、アウトドアというものです。こうしたアウトドアリゾートといいますか、そうしたアウトドアのいろんな活動についてしっかりとこれも土台をつくってまいりたいと。アウトドアプラットフォーム構築事業というのを2つ目に掲げました。

それから、3番目は、やはり郡上は雪の降るところでありますので、いわゆるスノーリゾートの形成を図っていくと。

それから、4番目が、特にユネスコの無形文化遺産ということで、後押しもしていただいていると思いますが、いわゆる日本一の踊りのまち郡上の推進と。こういう4つの柱を引き続き力強く推進をしてみたい、こういうことでもあります。

以下、ちょっと申し上げますと、デジタルマーケティング構築事業というのは、今、郡上市の観光連盟、DMOである観光連盟が運営しておりますが、いわゆる「TABITABI郡上」です。こういうデジタルの手法によりまして、いろんな顧客の動向等もつかみながら、できるだけ確な情報発信等も進めていきたいということでもあります。

今回、今年、特に電子クーポン制度という形で、スマホ等を利用していただいて、市内のクーポンが活用できる場所の御利用を頂くということで、このことの手法の非常にいいところは、お客様が、いわゆる郡上へ来ていただく観光客が、どんなものをお買いになったかという購入品目であるとか、あるいは、訪問された箇所はどこであるかということがこの電子クーポンをお使いになることで、こちらのほうにはそういう情報収集ができると。その情報収集された情報を基に、さらにいろんなマーケティング活動ができる。こういう利点がありますので、こうしたことを進めてまいりたいというふうに思っております。

これまで取り組んできたデジタルマーケティングの手法というのが、まだまだ発展途上ではありますけれども、これをしっかりと進めてまいりたいということでもあります。

それから、2番目のアウトドアのプラットフォーム構築事業ということですが、郡上は本当にいろんな山や川等、野外活動が魅力的なところであるということで、現在取り組んでいただいておりますけれども、そうした活動をしっかり進めていただき、そして、その郡上におけるアウトドア活動というものを、一つの他地域にも誇れるブランディングをしたいと思っております。

現在、郡上ノアソブという運営サイト。「ノアソブ」はカタカナで「ノアソブ」と書いてありますけれども、郡上における遊びという意味と、野原の「野」というか、野外の「野」。「野遊び」という言葉をかけておるといふふうに私は理解しておりますけれども、この郡上ノアソブというサ

イトの運営をしていただいております。こういうものを使って、しっかりと郡上のアウトドア関係のブランディングをしていきたいと思っております。

先ほどもSDGsの話が出ましたが、特にそうしたことにも配慮したサイクリングツアー、こうしたことの商品造成、これもやっていただけるように予算化もいたし、その支援のための予算化もさせていただいているところであります。いずれにしろこのアウトドアが2つ目の柱であります。次から国際競争力の高いスノーリゾートというものですが、これは観光庁の支援を得て、相当の助成をこれまで導入して、当面、この制度は3年間ということでありましたけれども、今年は4年目に入りますが、4年目もかなりのスノーリゾート地の形成のための事業要望を観光庁にいたしております。4年目だということではなかなか要望どおりとはいかないようではございますけれども、一定の助成が得られるようであるという情報を得ております。そういうことで、引き続き、このスノーリゾート形成を進めていきたいと思っておりますし、そしてこの郡上市内におけるスノーリゾート形成以外に、やはり外へ打って出るという誘客活動というものが必要でありますので、今、これはこれもたびたび説明をしておりますが、私たち郡上のスノーリゾート地の形成という意味では、いわゆる夏・冬が逆転する南半球のほうのオーストラリア等に、やはりそうしたPR活動を進めていきたいということで、これも既に答弁で申し上げておりますけれども、先月5月に観光連盟とスキー場の経営、営業担当者がオーストラリアのシドニー・メルボルン等へ営業に行きまして、そのスノーラベルエキスポに参加して、誘客プロモーションをしてきたということでございまして、今後、商談であるとか、さらに関係者の招請ということをやってまいりたいと思っております。

それから、次の柱は、先ほど申し上げましたが、日本一の踊りのまち郡上ということですが、ユネスコの無形文化遺産の登録というものをはずみにし、これも今回の会議の冒頭で御報告しましたが、今年の夏はコロナ前に帰った通常開催を、郡上おどり、白鳥おどり、拝殿踊りともやってまいりたいというふうに思っており、今、関係者には準備をしていただいているところでございます。

既に郡上おどりin京都、それから先日ですが、金曜日・土曜日、16日・17日だったと思いますが、東京の郡上おどりin青山に行っておりました。京都のほうは私は行けなかったんですが、郡上おどりin青山、大変な熱気でもございまして、やはり開催できるようになったこの環境の中で、相当、郡上おどりに対しては皆様の期待も大きいというふうに感じてまいりましたので、ぜひともこの夏の郡上おどりの準備を進め、無事、そして皆さんに喜んでいただけるように開催をしてみたいというふうに思います。

また、これも冒頭申し上げましたが、ユネスコの無形文化遺産に登録されたことを記念して、カナダのトロントと連携した郡上おどりinトロントというような催物についてもしっかりとこれを行うことによって、やはり郡上おどりを世界に発信をしてみたいというふうに思います。

そして、特に郡上おどりも、このコロナ禍の中でいろんな課題があらわになったわけでありませ

ので、後継者の育成であるとか実施体制の強化であるとか、やや長期的には人材育成ということで、この前は八幡小学校の3年生を対象にした、本当に民謡を基礎から勉強する先生方について勉強する、そうした研修も始めました。そうした地道な人材育成、そして、郡上おどりをどのように保存・活用していくかという計画策定にも取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、こうした柱をしっかり持ちながら観光立市郡上を進めていきたいと思いますが、こうしたことのほかに、私、感じますのは、やはりこうした柱を進めていく中でも、実際に郡上へ来ていただいた方が、郡上へ行って、なるほど、よかったと。ここまでやってくれるのかとか、思いがけないうれしいことに会ったとかというような、やはり、よかったという実感を持ってもらえるような、そうした観光の中身の実質を向上していくことだと思えます。そういうことが全てのことに共通して必要なことなので、それこそが観光立市郡上の一番根本の問題であるというふうに思っております。

宣伝に引かれて行ってみたいけれども、案外がっかりしたとか、あそこの接客はなっとらんとか、あまりおいしくなかったとか、いろんなことで顧客が、観光客が、やはり来てよかった、行ってよかったと思っただけのようなことにならないと、かえって看板倒れだということであってはいけないというふうに思っております。

私は、このことで思い出すのが、かつて、スカンジナビア航空の最高責任者であったヤン・カールソンさんという人が「真実の瞬間」という本を書かれております。これは1990年頃に出ている本ですが、スカンジナビア航空の、言わば接客業としての在り方というものは、本当顧客と接する、本当に従業員と顧客が接する短い時間の中に企業のイメージであるとか、そういうものが、あるいは地域のイメージが形成されると。そこが一番大事なんだということでもありますから、それは観光ということについても全く同じで、宿泊の場面であり交通の場面であり、あるいは、食事の場面であり、あるいはどこかに訪れたときのおもしろかったとかつまらなかったとか、そういう本当に観光客と実際の観光の中身が接する、その接点において満足度を高める。このことがやはり永遠の目標であると思っております。

この間、実は東北へ行ってまいったんですが、6月の3日、4日だったでしょうか。前日の雨で東海道新幹線が翌日混乱をしてダイヤが大幅に乱れたということでありまして、私もその中に巻き込まれたんですけども、東北新幹線に乗り換えようと思って、当然、予約していた切符はもう使えませんし、そういう中でどうするんだと。それこそ「どうする」ですけども、そういうときにJR東海の職員にいろんなことを聞いても誠にぶっきらぼうな対応で、「これ盛岡まで行きたいんだけど」と言うんですけども、それでどうしたらいいかということで、この切符を例えば指定席に買い替えるにはどうしたらいいんですかと言ったら「壁の反対側に窓口がありますからどうぞ行ってください」と言われたんですね。壁の反対側と言っても三方ぐらいに壁がありまして、どこの壁

の反対側なのかも分からない。一遍探しに行ってみつからなかったんで、もう一回聞いたらやっぱり同じ「壁の反対側」と言われまして。この人は壁の反対側としか言えないのかというぐらい、ちょっと私も腹が立ちましたけれども、それだけで※鉄道輸送機関に対する印象は一遍に悪くなりました。なっとらん、これはと。

そういう、ことほどさように、やはり観光とかそういうものは実際のお客さんと接点を持つ従業員であったり対応する人が良くないといけない。これが観光の私は一番の基礎だと思いますので、郡上は行ったらどなたも親切だと。温かい笑顔にあふれているとか、そういう観光地を形成していくということが私の夢でございます

(17 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 日置市長のお話、承りました。これほどお話を聞けるといっていただけだったので、スケジュール的には今度は「どうする清水」ということになりましたが、「どうする清水」の結論としまして、2話はまたちょっとまた次回に送るかもしれませんが、今日は「どうする日置市長Ⅱ 再び観光立市郡上の策は」ということでお聞きをしましたので、日本人の中でもやはり観光地というものはどこでもすばらしいものを持っているところは同じですね。自然とか文化とか施設とか歴史とかありますけれども、やはりそこで心を打つのはやっぱり人の心だと思いますが、郡上人のよさをそれこそ発揮してこれから生きるのがやはり将来にわたる郡上市観光立市を進めるための根源かなということもちょっとお聞きしました。最後に残れるのはやっぱりこの郡上市でなきやいかなという思いを新たにしました。

いろんな意味で、ただ、数字とかばかりを追いかけるのではなく、真実の郡上市を知ってもらうための努力をこれからもしていただきたいと思っておりますし、私たちがそういう取組をしなければいけないのかなということを改めて認識をさせていただきました。市長、本当にありがとうございました。その意気でまたよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2番、3番も、今ほど市長のほうの最後で誘客活動ということがございましたので、それに関わって2番、3番は担当部長さんからお聞きをしたいと思っております。本当に恐縮ですが、大きな2番目のタイトルはドローンのことにつきましては本当に申し訳ないんですが、準備していただいて次回に送る可能性が高くなりましたので御承知おきとお許しいただきたいと思っております。

それでは、2番、3番に集中しますが、昨日も郡上八幡にお店を出している人に聞いたら「本当に外人さんが多いようになってきたよ」という話を聞きました。そんなことも含めまして、インバウンドということが、インバウンドのお客さんを得るということも一つの柱、ウインターの場合、オーストラリアということでございますけれども、今、地方が熱いと、インバウンドで。そういう

*後刻訂正発言あり

ことも言われておりました、そういう意味で言うと、新聞によりますと山形県とか群馬県、岐阜県も入っているんですけども、地方でインバウンドの消費と入込客が伸びているということでございます。郡上市も数字の捉え方はなかなか難しいかと思いますが、郡上市の今の現状、状況をひとつ教えていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それから3点目ですが、観光立市郡上をさらに進めるということで、市民の方からも提案を頂きまして、僕もそれは必要なと思ひまして、今回の提案になるんですが。

例えば、NHKとか民放も含めまして、夕方6時台にいろんなローカルな情報を流していますけれども、生の情報が出ているんですが、特に見ていると、NHKで言いますと、岐阜の放送局の案内も名古屋と連携して放送していますけれども、飛騨の場面も結構出てくるんですよ。ということは、飛騨にはやはり支局があるということがありまして、やはり郡上市も観光立市を標榜するのであれば、郡上支局ぐらいをNHKさんは、民放さんの支局を誘致、誘導するぐらいにして、毎日、生の情報を配信しなきゃ、したほうがいいんじゃないかと。いろんな動き、人の動きでもそうなんですけども、そういうことのもくろみは無理なんやろうかという話を聞きましたので、それは大変やれば一番いいなと思ひながら。

実は郡上市にもINGさんとか郡上ケーブルもありますので、そういうところの専門家もおりますので、そういうところを窓口にして、NHKの岐阜放送局とか民放のそれぞれの放送局と名古屋とつないでいただいて、支局と言わんでも通信局でもいいんですけども、そういったものを郡上を発信する何か手立てをやっぱり郡上市も、ある程度、資金を出してでもやる必要があるんじゃないかなと思います。

例えば、高山のほかには下呂市がいつもNHKで見えていますと、川を。どこかの下呂川を出しているんですかね。映像で出していますけれども、高山もちゃんと赤橋のところが映像に出ていますけれども、そういった感じで何とかこの辺のところも、どうするそれこそ郡上の観光立市をという感じになると、そういうネットワークをつくるってことも大事かなと思うし、生の情報を、毎日、どんな形で、今、郡上はこんな状態で、郡上の天気はこうですよとか、何でもいいんですが、そういったものを常々発信できるような、直結するネットワークができんものかなということをお思ひまして。これは常にそういうことを思っている人もいるし、僕もそんなことをこの頃思っただ番組を見ているものですから、できるといいなと思ひていますが、そんなことを含めて、2点につきまして担当部長さんの見解を伺いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

まず最初に、御質問がありました郡上市におけるインバウンドの状況についてお答えをさせていただきます。

まず、国内のインバウンドの状況でございますが、政府が訪日外国人客受入れを再開してからこの6月でちょうど1年が経過をいたしました。添乗員の同行パッケージツアーに限定し、入国者数を1日当たり2万人までとする昨年6月の再開から、10月には入国者数の上限を撤廃し、個人ツアーも解禁とした水際対策の大幅緩和によって、今年1月から4月までの合計が674万人となり、コロナ禍前の平成31年度同期比の61%まで回復をしてきたということでのようでございます。

議員も御指摘になりましたが、岐阜県においても観光地を中心に外国人客が増えているという状況でございます。観光庁の統計では、1月から3月までの県内の外国人の宿泊者数は延べで約16万8,000人ということで、前年同期と比べて43倍というように大幅に増えたということでございます。

その一方で、郡上市でございますが、今年1月から4月までの外国人の宿泊者数は3,902人でありまして、前年同期比の67人から3,835人増加をしております。コロナ禍前の平成31年同期比の45.1%まで回復をしている状況でございます。

国・地域別で見ますと、その割合が高い順に、タイ王国が全体の25.4%、次いで、香港の23.9%、3番目が台湾の11.2%、次にアメリカの7.9%、5番目に中国の4.6%という状況でございます。

また、郡上市観光連盟が支援をしますランドオペレーター、いわゆる旅行サービス手配であります。1月から4月までの予約状況は159件3,393人を手配いたしまして、平成31年同期比の23.5%となっております。これまでの市内の宿泊とランドオペレーターによる消費を、県が公表する消費額を基に推計いたしますと1月から4月までの市内消費額は9,702万円の経済効果を生んでいる状況でございます。

昨年10月の政府の水際対策大幅緩和によりまして、このように、市内では11月後半頃から外国人旅行者が増え始めたところではありますが、インバウンドの回復にはまだまだ弱さが見られるということで、現在、市の観光連盟と郡上市のほうで連携しながら、東アジアを中心に団体旅行客の回復のための事業の実施ということと、先ほど市長からもお話がありましたが、今年5月には訪日外国人誘客の新規市場の開拓を目的に、オーストラリアでスノートラベルエキスポへの出店と、現地旅行会社への営業を行ったところでありまして、その観光展では準備したパンフレット400部が全てなくなったということですし、造成したツアーも100件以上の問合せがあるということで非常に確かな手応えを得たところです。

今後の訪日観光回復に向け、国では3つの基本戦略の一つに、地方誘客促進を掲げ、都市部やゴールデンルートから地方への誘客を重点の一つとして推進していくということをしております。

郡上市においても、観光立市郡上として地域経済に好循環を生む持続可能な観光地域づくりを進める中で、観光の質の向上や観光産業の収益、生産性の向上、そして、交流関係人口の拡大を目指

すとともに、観光旅行者の地域の文化やなりわいというものに触れていただいて、地域住民とその価値を再確認してもらった中でその魅力を通じて旅行者・地域の双方の好循環の実現を目指していきたいと思っております。

もう一つの2点目の御質問ですが、NHKなどの郡上支局を郡上市へということの開設についてですが、まず、NHKにつきましては、県内では、議員言われますとおり、岐阜市に所在するNHK岐阜放送局と高山市に所在する岐阜放送局の支局として高山支局がございます。高山支局では、主に飛騨地方の報道拠点として岐阜放送局のテレビ・ラジオの中継局を担うとともに、番組では、みのひだ情報局等での中継や飛騨地方のニュース作成などを行いまして岐阜放送局に提供をしてみえるようでございます。

ただ、高山支局はかつて放送局という位置づけであったようでございますが、昭和63年にNHK内の合理化の一環として支局に格下げされたという経緯もあるようでございます。NHKや民放等の郡上支局の開設ということにつきましては、今のところ、市ではこういうテレビ局等への誘致による働きかけは行っていない状況ではございますが、NHK岐阜放送局長のお話では、県内に2つの放送局や支局というものが存在するには全国的にも珍しいと。それは、県域が広い岐阜県の特徴で中継局が設置されたことのように。局長いわく、今後さらに支局等を増やす計画はないということですので、支局という部分に関しては現実的には誘致は難しいのかなということは思います。

しかしながら、報道機関を活用いたしましたパブリシティ効果という点については、報道機関やメディアへの適切な情報提供は積極的に行っていく必要があると考えております。プレスリリース等を活用した観光やイベント等の情報につきましては、信頼性の高い情報の発信に努めてまいりたいと思っております。

また、現在はインターネットの普及ということで、ホームページやツイッター、インスタグラムなどのSNSによる情報発信も同時に組み合わせて行うことで、より直接的かつスピーディーにリアルタイムな情報を画像や動画とともに全国、国内外に発信することができますので、SNS上では掲載された情報が二次的・三次的にも拡散されることでありますので、より幅広く情報を届けることが可能ということでもあります。

特に、観光情報というものは、旬な情報、新鮮な情報が求められておりますので、高頻度で更新ができるSNSの信頼性は高いと考えております。

また、市の観光連盟ホームページの「TABITABI郡上」との連動性を持たせることで、よりきめ細かな情報を幅広く提供できるよう目指していきたいというところでございます。

議員からの御提案でございました映像等という部分の風景という部分については、お聞きをいたしますと、昔、どうも八幡の町なかがNHKのところで映されていて、でも、短期間だったということは聞いておりますが、そのようなこともまた働きかけができるのであればNHKのほうでもお

話を。支局ということではないんですが、そういう映像を流してもらおうというところの投げかけと
いうものは一度お話をさせていただきたいと思っております。

今、申しあげましたように、情報を伝えることについては、伝えたい相手やその属性に対して最
も適切だと思われる媒体を活用することが重要であると考えております。報道機関を介して信頼性
の高い情報を広く発信していくということと、SNS等のデジタルメディアを活用して、よりニー
ズに合った情報をスピーディーに届けるということ、そして、パンフレット等も適切に活用しなが
ら積極的に情報発信を行い、効果的なプロモーションにつなげていきたいと思っておりますので、
よろしく願いいたします。

◎発言の訂正

○議長（田代はつ江） 途中ですが、ここで市長より発言を求められておりますので、許可をい
たします。

日置市長。

○市長（日置敏明） ちょっと訂正といえますか、先ほどは熱くなり過ぎまして、東北新幹線の
改札窓口での対応のことを申しあげましたが、そのとき、「一遍に※_____の印象が悪く
なった」と申しあげたようですので、※_____ではございません。だろうと思います。恐ら
く他の鉄道会社であろうと思いますので、「鉄道輸送機関に対する」と訂正をさせていただきます。

なお、私、先ほどの答弁では申しあげませんでした。午前中、運休になった東海道新幹線の名
古屋駅は大混乱を致しておりましたが、そのときの安全を図りながらの乗客の対応はかなり見事
であったというふうに申し添えておきたいと思えます。

(17 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17 番（清水敏夫） どうもありがとうございました。

再び観光立市郡上の策をという形で市長さんあるいは関連部長さんからお聞きいたしまして本当
にありがとうございました。

いずれにしても、ちょっと今日は時間もなくてあれですが、皆さんのタブレットにデータで
入れておきましたけれども、特に高山がムスリムの観光ということに力を入れておって、相当、イ
スラム関係の人は人口が多いということで、相当、将来的には、この観光市場としては 30 兆円も
見込まれるのではないかと新聞にも紹介されておりますけれども、インバウンドを含めて、郡上市
もそちらの方向にも目を向けていただいているかなということの思いながら、今後のお客さんの増
加にも期待をしたいと思えますし、さらには、やはりそこで受け入れる私たち郡上人のよさもやは

りそこで併せて発信していくのは大きな力になるかな、原動力になるかなということも併せて申し添えまして、また、市民の皆様方にもそんなこともこの場でお伝えできればというふうに思います。

今日は、2番のタイトルをまるっきりゼロにしてしまいました、心からおわびを申し上げまして、本来であれば10分ぐらい早く幕を閉じるつもりでございましたけれども、いっぱいいっぱいになってしまいましたことにおわびを申し上げながら、本日の答弁につきまして感謝を申し上げ、各位のますますの御精励を期待いたしまして、17番、清水の質問を終わらせていただきます。今日はありがとうございました。お世話になりました。

○議長（田代はつ江） 以上で、清水敏夫議員の質問を終了いたします。

◎議案第60号から議案第67号までについて（委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程3、議案第60号 郡上市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程7、議案第67号 財産の取得及び処分について（家畜保護施設ほか2施設）までの5議案を一括議題とします。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ、議案第60号から議案第67号までの質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第67号までの5議案は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました5議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、6月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第67号までの5議案については、6月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。大変御苦勞さまでございました。

（午前11時41分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田代 はつ江

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝